社会保障審議会介護保険部会(第85回)

令和元年11月14日

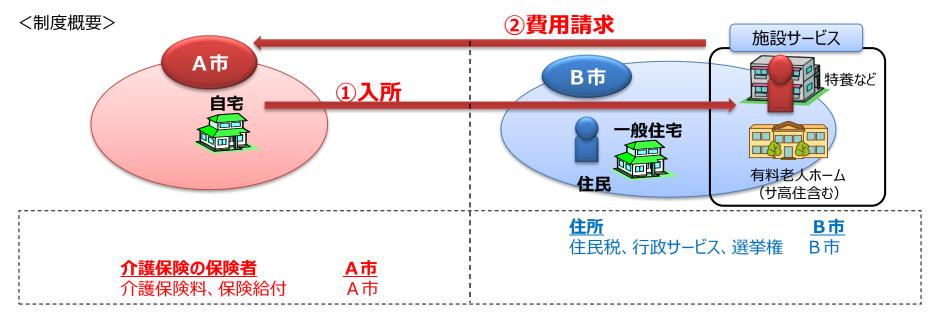
参考資料3

住所地特例 <参考資料>

令和元年11月14日 厚生労働省老健局

住所地特例の仕組み

- 介護保険においては、**地域保険の考え方**から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則。
- その原則のみだと介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまうことから、施設等の整備が円滑に進まないおそれがある。
- このため、**特例**として、**施設に入所する場合**には、住民票を移しても、**移す前の市町村が引き続き保険者となる**仕組み(住所地特例)を設けている。



<現在の対象施設等>

- (1) 介護保険3施設
- (2) 特定施設(地域密着型特定施設を除く。)
 - ・有料老人ホーム
 - ・軽費老人ホーム
 - 養護老人ホーム

(参考)

有料老人ホーム:住まいと食事や生活支援サービスを一体で提供。 介護サービスも同一事業者が提供する場合が多い。

サービス付き高齢者向け住宅:「安否確認」や「生活相談」の提供が必須。 介護サービスは外部の事業者が提供する。

住所地特例対象施設の範囲の経緯

	対象施設の見直しの経緯
制度創設時	・介護保険施設(特養、老健、介護療養病床)のみ。
H17年改正後	(介護保険施設以外に次のものを追加) ・介護専用型特定施設のうち入所定員30人以上であるもの
(平成17年6月29日公布) (平成18年4月1日施行)	・ <u> </u>
H18年改正(三位一体改革)後	(特定施設部分の対象拡大)
(平成18年3月31日公布) (平成18年4月1日施行)	・特定施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、適合高専賃)
H23年改正後 (平成23年6月22日公布) (平成24年4月1日施行)	(特定施設部分の改正) ・特定施設(<u>有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない賃貸方式のサービス付き高齢者向け住宅を除く。)</u> 、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)
H26年改正後 (平成26年6月25日公布) (平成27年4月1日施行)	(特定施設部分の改正) ・特定施設(<u>有料老人ホーム</u> 、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)

住所地特例対象の被保険者数の推移

○ 住所地特例対象の被保険者数は、第1被保険者数と同様に、毎年増加している。

人数(人)	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1号被保険者数	30,938,431	32,018,149	33,020,554	33,815,522	34,404,995	34,878,658,
うち住所地特例対象者数	115,292	119,906	135,009	141,957	147,039	160,423
割合	0.37%	0.37%	0.41%	0.42%	0.43%	0.46%

出典:介護保険事業状況報告(平成24年度~29年度年報)

介護保険サービスの全体像

市町村が指定・監督を行う 都道府県・政令市・中核市が指定・監督を行うサービス サービス ◎居宅介護サービス ◎地域密着型介護サービス ★定期巡回·随時対応型訪問介護看護 【訪問サービス】..... 【诵所サービス】 ★夜間対応型訪問介護 ○訪問介護(ホームヘルプサービス) ○通所介護 (デイサービス) 介護給付を行うサ ★地域密着型通所介護 ○訪問入浴介護 ○通所リハビリテーション ★認知症対応型通所介護 ○訪問看護 ★小規模多機能型居宅介護 【短期入所サービス】..... ○訪問リハビリテーション ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○居宅療養管理指導 ○短期入所生活介護(ショートステイ) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 · ビス ○福祉用具貸与 ★複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) ・・・特定地域密着型サービス ◎施設サービス ◎居宅介護支援 ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設

予防給付を行うサ

・ビス

◎介護予防サービス

【訪問サービス】

- ○介護予防訪問入浴介護
- ○介護予防訪問看護
- ○介護予防訪問リル゛リテーション
- ○介護予防居宅療養管理指導
- ○介護予防特定施設入居者生活介護
- ○介護予防福祉用具貸与

【通所サービス】

- ○介護予防通所リハビリテーション
- 【短期入所サービス】
- ○介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)
- ○介護予防短期入所療養介護

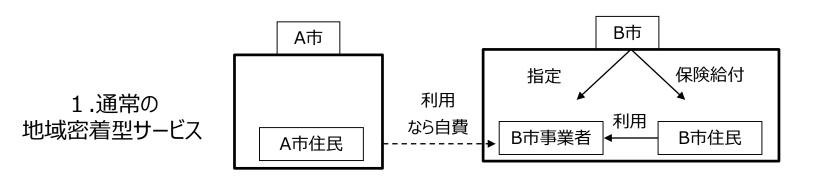
◎地域密着型介護予防サービス

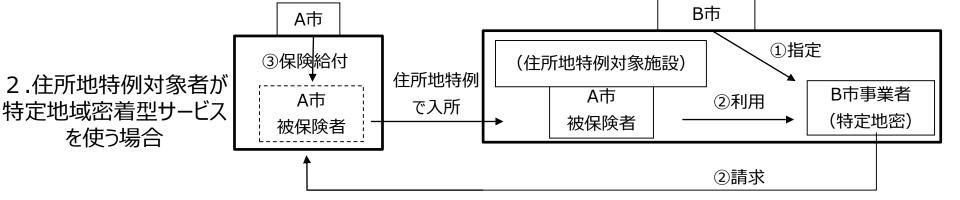
- ★介護予防認知症対応型通所介護
- ★介護予防小規模多機能型居宅介護
- ○介護予防認知症対応型共同生活介護

(グループホーム)

◎介護予防支援

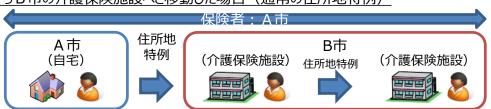
地域密着型サービスの仕組み (概要)





住所地特例と地域密着型サービスの関係

① A市からB市の介護保険施設へと移動した場合(通常の住所地特例)



B市の介護保険施設に住民票 を移した場合(2以上の施設 に順次移した場合も含む。)で あっても、住所地特例によって、 A市が引き続き保険者となる。

② A市からB市の介護保険施設、認知症GH、介護保険施設と順次移動した場合(本提案に係る事例)



住所地特例の対象外である事業所等に住民票を移した場合、特例の適用から外れ、その後は原則どおり住民票のあるB市が保険者となる。

介護保険施設は住所地特例の対象であるため、A市が保険者となるが、 認知症GH、地域密着型特定施設、地域密着型特養といった地域密 着型サービスは住所地特例の対象外であるため、B市が保険者となる。

③ A市からB市の介護保険施設、A市の認知症GHと順次移動した場合



②のケースでA市からB市の介護保険施設に住所地特例で入所し、 退所後、住み慣れた元の市町村であるA市の認知症GHを利用。 (住民票はA市の認知症GH等に移す。)

4) A市からB市の認知症GH、介護保険施設と順次移動した場合

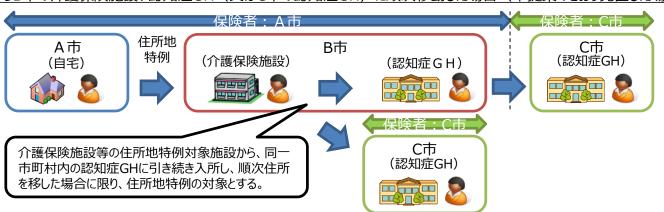


A市からB市の認知症GHに住民票を移した場合、原則どおり住民票のあるB市が保険者となる。

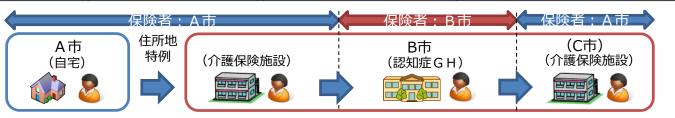
(B市内の親族宅等に一旦住民票を移し、地域密着型サービスを利用する場合も同様。)

住所地特例と地域密着型サービスの関係

⑤ A市からB市の介護保険施設、認知症GH(又はC市の認知症GH)に順次移動した場合(本提案のとおり見直した場合)



- C市の認知症GHに移動した 場合と整合性を図る必要がある。
- B市内の一般住宅に転居して認知症 G H 等を利用する場合(④のケース)等との整合性を図る必要がある。
- 住所地特例を抜本的に見直 ⇒ し、対象範囲の新たな線引き を検討する必要がある。
- ⑥ A市からB市の介護保険施設、認知症GH、介護保険施設と順次移動した場合(②で後半の対象施設に住所地特例を適用(復活)する場合)



- ・保険者の在り方が不安定になる。
- A市は対象施設への入退所 の状況を都度把握する必要 がある等、事務手続が煩雑に なる。

⑤′区域外指定制度の活用を図った場合 ※介護保険法第78条の2関係



当事者であるA市とB市等の同意が得られるのであれば、基本的に区域外指定により対応が可能。

A市からB市の介護保険施設に入所(住所地特例)し、退所後、区域外指定でB市の認知症 G Hを利用。

- ※B市の認知症GHからA市に指定申請が出ており、A市の区域外指定についてB市が同意している必要がある。
- ※事前の協議により、B市からの都度の同意を不要とする旨の同意を得ておくことも可能。

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)」における記載

また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所(認知症高齢者グループホーム)へ入居する事例において、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を2019年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021年度からの第8期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

「経済財政運営と改革の基本方針2019」における記載

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)(抜粋)

住所地特例制度の適用実態を把握するとともに、高齢者の移住促進の観点も踏まえ、必要な措置を検討する。

「生涯活躍のまち」構想(最終報告)における記載

「生涯活躍のまち」構想(最終報告)(日本版CCRC構想有識者会議平成27年12月11日)(抜粋)

5. 構想実現に向けた支援

(構想実現に向けた多様な支援)

- (3)政策支援
- ⑥介護保険制度における財政調整の見直し
- 「生涯活躍のまち」構想の検討にあたり、高齢移住者に係る介護保険制度における住所地特例拡大を求める意見がある。そもそも、介護保険においては、地域保険の考え方から、住民票のある市町村が保険者となるのが原則であるが、その場合、介護保険施設等の所在する市町村に給付費の負担が偏ってしまい、施設等の整備が円滑に進まないおそれがあるため、特例として、施設に入所する場合には、住民票を移しても、移す前の市町村が引き続き保険者となる仕組み(住所地特例)を設けることとしている。
- 有識者会議においてもこの問題について議論を行ったが、住所地特例は、介護費用負担の平準化の機能を 有する一方で、介護保険制度上極めて例外的な措置であり、一般住宅まで制度を拡大することは地方自治体 間での責任の「押し付け合い」となって、介護保険制度の安定を揺るがせる恐れがある点に十分留意する必 要がある。
- 住所地特例拡大に係る意見の真意は、高齢者の移住先自治体の保険財政を安定化させることにあると考えられる。今後高齢者の移住等により地域に高齢者が増加した場合であっても、以下の①移住者の介護リスク、②移住による経済効果、③住所地特例、④財政調整などの効果により、ただちに移住先自治体の負担増につながるものではなく、できる限り高齢者が元気な状態を保ち地域で活躍していただけるようにすることが重要である。
- このような結果、その地域の高齢化率や後期高齢者の割合と第1号保険料との間には、現時点では相関関係がほとんどみられないものの、今後特に年齢が高い高齢者の方が多くなる地域においては、今よりきめ細かい財源配分を行う対応が必要となることが考えられる。

具体的には、特に年齢が高い高齢者が多い地方自治体によりきめ細かく配分できるよう、現行の調整交付金の配分効果を検証しつつ、次期制度改正に向け調整交付金の配分方法を見直すことが考えられる。

都道府県別転入・転出超過の市町村数

○ 全国の6割弱の市町村が65歳以上について転出超過となっている。

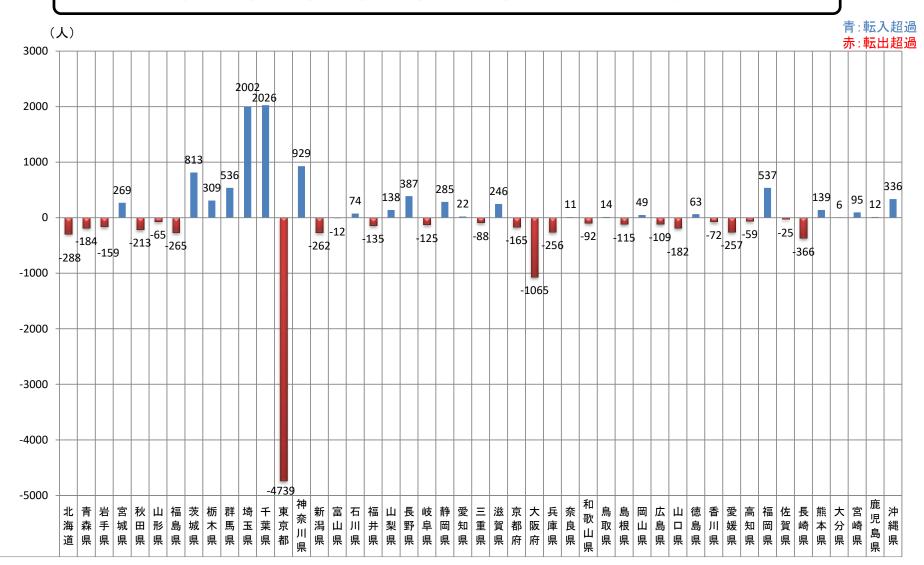
			総	数			0~1	14歳			15~	-64歳			65歳」	以上	
都道府県	市町村数	転入		転出	超過	転入		転出		転入		転出	超過	転入		転出	
			割合 %		割合 %		割合 %		割合 %		割合 %		割合 %		割合 %		<u>割合</u>
全 国	1, 718	407	23. 7	1, 311	76. 3	937	54. 5	781	45. 5	352	20. 5	1, 366	79. 5	735	42. 8	983	57. 2
01 北 海 道 02 青 森 県 03 岩 手 県 04 宮 城	179 40 33 35	18 3 3 14	10. 1 7. 5 9. 1 40. 0	161 37 30 21	89. 9 92. 5 90. 9 60. 0	68 16 19 21	38. 0 40. 0 57. 6 60. 0	111 24 14 14	62. 0 60. 0 42. 4 40. 0	21 2 4 12	11. 7 5. 0 12. 1 34. 3	158 38 29 23	88. 3 95. 0 87. 9 65. 7	29 13 14 18	16. 2 32. 5 42. 4 51. 4	150 27 19 17	83. 8 67. 5 57. 6 48. 6
05 秋 田 県	25	1	4. 0	24	96. 0	13	52. 0	12	48. 0	0	0. 0	25	100.0	7	28. 0	18	72. 0
06 山 形島城 708 茨 栃 郡 馬県県県県県県県県県	35 58 44 25 35	3 11 9 6 7	8. 6 19. 0 20. 5 24. 0 20. 0	32 47 35 19 28	91. 4 81. 0 79. 5 76. 0 80. 0	19 31 26 13 20	54. 3 53. 4 59. 1 52. 0 57. 1	16 27 18 12 15	45. 7 46. 6 40. 9 48. 0 42. 9	2 9 9 3 6	5. 7 15. 5 20. 5 12. 0 17. 1	33 49 35 22 29	94. 3 84. 5 79. 5 88. 0 82. 9	12 18 26 17 19	34. 3 31. 0 59. 1 68. 0 54. 3	23 40 18 8 16	65. 7 69. 0 40. 9 32. 0 45. 7
11 埼 玉 県 12 千 東京 13 東 奈川 14 神 奈川 15 新 潟 県	63 54 40 33 30	28 22 23 15 2	44. 4 40. 7 57. 5 45. 5 6. 7	35 32 17 18 28	55. 6 59. 3 42. 5 54. 5 93. 3	47 31 25 18 14	74. 6 57. 4 62. 5 54. 5 46. 7	16 23 15 15 16	25. 4 42. 6 37. 5 45. 5 53. 3	22 14 24 12 2	34. 9 25. 9 60. 0 36. 4 6. 7	41 40 16 21 28	65. 1 74. 1 40. 0 63. 6 93. 3	51 40 21 25 9	81. 0 74. 1 52. 5 75. 8 30. 0	12 14 19 8 21	19. 0 25. 9 47. 5 24. 2 70. 0
16 富山県県 17 福山州井 18 福山県県県 20 長野県	15 19 17 27 77	1 6 1 5 22	6. 7 31. 6 5. 9 18. 5 28. 6	14 13 16 22 55	93. 3 68. 4 94. 1 81. 5 71. 4	10 9 8 11 53	66. 7 47. 4 47. 1 40. 7 68. 8	5 10 9 16 24	33. 3 52. 6 52. 9 59. 3 31. 2	1 4 1 3 15	6. 7 21. 1 5. 9 11. 1 19. 5	14 15 16 24 62	93. 3 78. 9 94. 1 88. 9 80. 5	6 6 3 14 44	40. 0 31. 6 17. 6 51. 9 57. 1	9 13 14 13 33	60. 0 68. 4 82. 4 48. 1 42. 9
21 岐阜県県 22 静岡知県県 23 愛知東県 24 三類県	42 35 54 29 19	7 8 29 8 5	16. 7 22. 9 53. 7 27. 6 26. 3	35 27 25 21 14	83. 3 77. 1 46. 3 72. 4 73. 7	32 14 29 18 12	76. 2 40. 0 53. 7 62. 1 63. 2	10 21 25 11 7	23. 8 60. 0 46. 3 37. 9 36. 8	6 30 8 5	14. 3 17. 1 55. 6 27. 6 26. 3	36 29 24 21 14	85. 7 82. 9 44. 4 72. 4 73. 7	16 20 24 11 9	38. 1 57. 1 44. 4 37. 9 47. 4	26 15 30 18 10	61. 9 42. 9 55. 6 62. 1 52. 6
26 京都府 27 大兵庫 28 兵東良 29 奈良県 30 和歌山県	26 43 41 39 30	5 9 7 7 4	19. 2 20. 9 17. 1 17. 9 13. 3	21 34 34 32 26	80. 8 79. 1 82. 9 82. 1 86. 7	15 23 25 25 15	57. 7 53. 5 61. 0 64. 1 50. 0	11 20 16 14 15	42. 3 46. 5 39. 0 35. 9 50. 0	5 9 5 7 4	19. 2 20. 9 12. 2 17. 9 13. 3	21 34 36 32 26	80. 8 79. 1 87. 8 82. 1 86. 7	8 15 19 13 11	30. 8 34. 9 46. 3 33. 3 36. 7	18 28 22 26 19	69. 2 65. 1 53. 7 66. 7 63. 3
31 鳥 取 県 32 島 岡 根 山 島 33 岡 広 山 35 山	19 19 27 23 19	4 3 10 6 1	21. 1 15. 8 37. 0 26. 1 5. 3	15 16 17 17 18	78. 9 84. 2 63. 0 73. 9 94. 7	14 12 18 12 10	73. 7 63. 2 66. 7 52. 2 52. 6	5 7 9 11 9	26. 3 36. 8 33. 3 47. 8 47. 4	3 10 6 2	15. 8 15. 8 37. 0 26. 1 10. 5	16 16 17 17 17	84. 2 84. 2 63. 0 73. 9 89. 5	8 5 10 6 6	42. 1 26. 3 37. 0 26. 1 31. 6	11 14 17 17 13	57. 9 73. 7 63. 0 73. 9 68. 4
36 徳 島 県 37 香 川媛 県県 38 愛高 知媛 県 40 福 岡 県	24 17 20 34 60	3 4 7 20	12. 5 17. 6 20. 0 20. 6 33. 3	21 14 16 27 40	87. 5 82. 4 80. 0 79. 4 66. 7	14 11 8 19 29	58. 3 64. 7 40. 0 55. 9 48. 3	10 6 12 15 31	41. 7 35. 3 60. 0 44. 1 51. 7	2 4 4 4 16	8. 3 23. 5 20. 0 11. 8 26. 7	22 13 16 30 44	91. 7 76. 5 80. 0 88. 2 73. 3	9 6 5 12 36	37. 5 35. 3 25. 0 35. 3 60. 0	15 11 15 22 24	62. 5 64. 7 75. 0 64. 7 40. 0
41 佐長 42 長熊 43 熊大 44 大宮 45 宮	20 21 45 18 26	3 2 13 3 5	15. 0 9. 5 28. 9 16. 7 19. 2	17 19 32 15 21	85. 0 90. 5 71. 1 83. 3 80. 8	9 10 26 9 13	45. 0 47. 6 57. 8 50. 0 50. 0	11 11 19 9 13	55. 0 52. 4 42. 2 50. 0 50. 0	2 2 10 2 5	10. 0 9. 5 22. 2 11. 1 19. 2	18 19 35 16 21	90. 0 90. 5 77. 8 88. 9 80. 8	10 6 22 5 8	50. 0 28. 6 48. 9 27. 8 30. 8	10 15 23 13 18	50. 0 71. 4 51. 1 72. 2 69. 2
46 鹿児島県 47 沖 縄 県	43 41	10 21	23. 3 51. 2	33 20	76. 7 48. 8	16 27	37. 2 65. 9	27 14	62. 8 34. 1	7 19	16. 3 46. 3	36 22	83. 7 53. 7	18 25	41. 9 61. 0	25 16	58. 1 39. 0

注1) 東京都特別区部は1市として扱う。

注2) 転入超過数0の市町村については転入超過に含める。

65歳以上の都道府県別転入超過数

〇 65歳以上の転出超過都道府県は24都道府県あり、三大都市圏以外にも相当程度ある。



資料:住民基本台帳人口移動報告 平成26年結果

1 移住者の介護のリスク

- 移住した高齢者が全員要介護認定を受けて要介護状態になる訳ではない。
 - ※ 要介護認定 65歳~69歳:3%、75歳~79歳:14%、85歳~89歳:50%
- 〇 また、要介護認定を受けた高齢者全員が特養に入所するのではなく、特養に入所する のは受給者全体の1割程度。
 - ※ 100人移住したとすれば、全員75歳を超えた段階で、32人が要介護状態に、そのうち3人程度が特養 に入所するイメージ。

【年齢階層別要介護認定者率(推計)】

65歳~69歳	70歳~74歳	75歳~79歳	80歳~84歳	85歳~89歳	90歳~94歳	95歳~
3%	6%	14%	29%	50%	71%	84%

資料 : 社会保障人口問題研究所将来人口推計及び介護保険給付費実態調査(平成24年11月審査分)

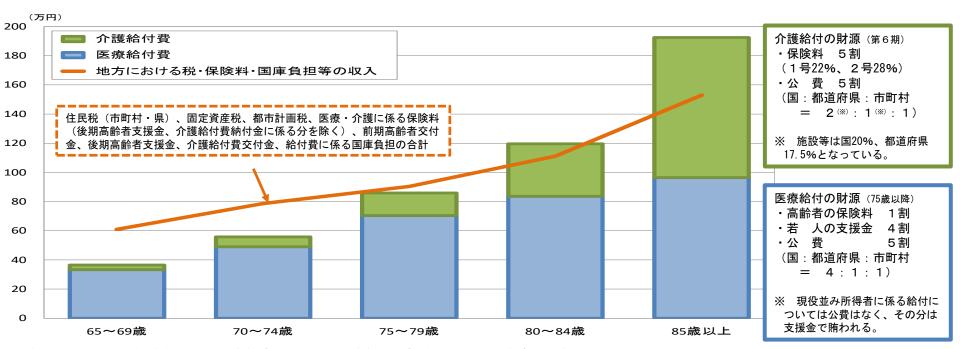
【各サービス受給者の割合(第1号被保険者)】

合計	居宅サービス	地域密着型サービス	施設サービス	うち、特養
100.0%	74.3%	7.8%	17.9%	<u>9.8%</u>

資料: 介護保険事業状況報告月報(平成26年12月サービス分)

2 移住による経済効果

- 家計調査の単身高齢者の平均消費支出(月額15万円程度)で約100人分の消費を考えると、年間1.8億円程度の地域消費の 喚起が期待される。
- これに加えて住宅等への投資や医療・介護の需要なども考えられる。
- さらに、直接の消費額等の1.6倍程度の波及効果を指摘する研究もある。
- 医療や介護の給付費は年齢とともに上昇するが、移住者からの住民税や社会保険料、給付に対する国庫負担等が地方公共 団体の収入となることを考慮すると、地方公共団体としての収支は、高齢期の中でも、比較的若い時期はプラス、高齢の時期は マイナスの要素が大きくなる。
 - ※ 高齢者数の増による地方交付税交付金の収入増は考慮していない。



3 介護保険の費用負担

- 高齢者が要介護状態になったとしても、介護給付費の全額を移住先の住所地市町村 の保険料で負担するのではなく、公費や40~64歳の若者世代の2号保険料による負担 が保障される仕組みとなっている。
 - ⇒ 給付費が増えれば、それに応じて必ず当該市町村に交付される仕組みになっている。
- 介護給付費の5割は公費(税金)で負担する。地方負担分は地方交付税で措置される。 ①国費負担:25% ②都道府県負担:12.5% ③市町村負担:12.5%
 - ⇒ 都道府県や市町村の公費負担分については、65歳以上、75歳以上人口が増えると、地 方交付税の基準財政需要額が増える仕組みになっている。
- また、介護給付費の28%は40歳から64歳の方の2号保険料を全国プールして負担する。
 - ⇒ それぞれの方の加入している医療保険(健保組合、共済組合など)を通じて集めた保 険料を一旦全国プールしたうえで、各市町村の給付費に応じてその28%分を配分して いる。
 - ※ 例えば、東京在住のサラリーマンは40~64歳の間は介護保険料を各々加入する医療 保険を通じて納めており、居住地である東京の自治体に納めている訳ではない。
 - ⇒ これにより、65歳以上の高齢者の割合が高くても第1号保険料の負担割合が一定水準より増加しないようにしている。
- さらに、調整交付金により、75歳以上の加入割合と所得の差を是正している。
 - ⇒ 75歳以上の高齢者の割合が高くてもそれによる差を是正している。